

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

所管区域	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人都民税		千代田	荒川		中央		台東		港	品川	新宿		渋谷		豊島							
事業所税	千代田			中央				港		新宿													

- 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
 - 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行いますが、お問合せは所管都税事務所までお願いします。
 - 納税（課税）証明の発行は、すべての都税事務所で行います。申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。
- * 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。